

役 員 報 酬 等 に 関 す る 規 程

(2017年6月23日改定版)

社会福祉法人奈良YMCA

社会福祉法人奈良YMCA

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、役員の報酬、並びに評議員と役員の交通費等に関する事項を定める。

(役員報酬)

第2条 定款第22条に基づいて、別表1に定める総額の範囲内で、別表2に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を役員報酬等として支給することができる。

(報酬の支給日等)

第3条 報酬の支給方法及び支給日は、職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

(退職手当)

第4条 役員は、退職手当を支給しない。

(旅費)

第5条 評議員及び役員が法人の業務のために、近距離宿泊出張、遠距離出張等をする場合には、職員の出張及び旅費規程の施設長に準じて扱う。

(会議出席の交通費)

第6条 評議員会、理事会等の会議への出席、参加については、旅費交通費及び会議日当として1回につき、3,000円を支給する。但し、同一開催日に評議員会、理事会等の会議が開催された場合には、1回を限度として支払うこととする。尚、常勤の役員は支給しない。

(準用)

第7条 この規程の交通費に関する事項は、当法人の評議員指名委員会及び第三者委員会の委員に準用する。

(改正)

第8条 この規程の改定は、理事会の審議を経て評議員会の議決により改定する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

平成29年6月23日開催の評議員会にて改定、平成29年6月24日施行。

別表1 (第2条関係)

報酬の総額0円

別表2 (第2条関係)

報酬等の支給の基準は、別表1の報酬の総額を0円以上とする時に定める。

※御参考

以下の通達は公的な機関の手当てに対する報酬の税金について、年間の支給額が1万円以下である場合は給与としなくてもよいという通達です。社会福祉法人なども同じ考え方で対応しても問題ないと判断されます。

委員手当等(所得税法基本通達 28-7)

国又は地方公共団体の各種委員会(審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。)の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とする。ただし、当該委員会を設置した機関から他に支払われる給与等がなく、かつ、その委員会の委員として旅費その他の費用の弁償を受けない者に対して支給される当該謝金、手当等の報酬で、その年中の支給額が1万円以下であるものについては、課税しなくて差し支えない。この場合において、その支給額が1万円以下であるかどうかは、その所属する各種委員会ごとに判定するものとする。